

第3章 みどりの将来像と目標

3-1 基本理念

市民とともに、本市の特性である河川、斜面林、屋敷林、農地、湧水地等の多様な自然環境の保全、公園や街路樹等によるうるおいのある生活環境の創出を図るとともに、みどりとのふれあいを通じてコミュニティの形成、朝霞らしい生活文化の形成を進めていくことを目指し、基本理念を次のように定めます。

みどりの魅力や価値を市民が共有し、その質を高めていくことで、みどりあふれる「暮らしつづけたいまち」を創造するために、生き物と共生するみどり、美しいみどり、多世代が集うみどりを市民とともに守り育みます。

◆ 生き物と共生するみどり

野生生物の生息・生育空間となる多様な自然環境、うるおいのある生活環境の形成につながる緑と水辺を保全し、人と生き物が共生する良好で健全なみどりを守り育みます。

◆ 美しいみどり

武蔵野の面影を残す郷土景観を構成する河川や斜面林、農地、住み心地の良いまちなみ、訪れる人にも魅力的なにぎわいを創出する四季折々の草花や並木等の美しいみどりを守り育みます。

◆ 多世代が集うみどり

日常生活において多世代の市民の遊びや憩い、スポーツ、健康増進、交流の場となるとともに、災害時には避難・復旧の拠点として市民生活を支える、多世代が集う公園等のみどりを守り育みます。

3-2 みどりの将来像

緑と水辺、そこにすむ多様な生き物、これらを守り育む様々な市民の活動が、朝霞らしいみどりの彩りを生み出し、生き物と共生するみどり、美しいみどり、多世代が集うみどりをより豊かなものとし、さらなる市民の行動につながっていくことを目指し、将来像を「**彩りあふれる みどりの朝霞**」とします。

みどりの将来像

い ろ ど 彩りあふれる みどりの朝霞

みどりの将来像を実現していくため、拠点となる緑と水辺を結ぶ水の軸、緑の軸を設定し、エコロジカルネットワークの形成、連続性のある緑と水辺を活かした良好な景観の形成を図るとともに、身近な緑と水辺から構成する地域のネットワークを充実させ、みどりあふれるまちを目指します。

水と緑の拠点として基地跡地・朝霞中央公園・青葉台公園一帯、城山公園、郷戸地区の斜面林、朝霞調節池を位置づけるとともに、水と緑の小拠点として、宮戸特別緑地保全地区、島の上公園、わくわく田島緑地周辺、黒目川緑地帯、まとまった農地を位置づけ、機能の維持・向上を図ります。

水の軸として、荒川、新河岸川、黒目川、越戸川を位置づけ、河川及び河川沿いの草地環境を保全します。また、緑の軸として、市道2号線（城山通り）、県道東京・朝霞線、市道8号線（公園通り）、国道254号バイパス等を位置づけ、街路樹の育成や沿道の緑化により緑と水辺の連続性を高めます。

さらに、地域の公園や特別緑地保全地区、農地等の緑と、湧水地等の水辺を身近な緑と水辺の核として位置づけ、これらの緑と水辺を中心にして、住宅の庭木や生け垣、街路樹、公共施設の緑等を充実させ、身近な緑と水辺のネットワークを形成していきます。





図 3-1 みどりの将来図

3-3 みどりの目標

これまで本市では、減少が進む緑を残す（緑地保全）と同時に、人の集まる場所の緑化を進めていくこと（緑化推進）、公園を計画的に整備し管理すること（公園の整備と管理）を中心に施策を進めてきました。

これらは、施策の基本として今後も重要であることに加え、生物多様性の保全、景観、多世代交流の観点から、市民、事業者との協働も含めて「みどり」をさらに質の高いものにしていくことが求められています。

そのため本計画では、課題と見直しの視点を踏まえて「緑と水辺を守る」、「花や緑を育ててつなぐ」、「公園の魅力を高める」を3つの柱とし、みどりの将来像の実現に向けて目指していく緑と水辺の姿、市民、事業者の活動を「みどりの目標」として設定します。

みどりの目標と目指す姿

（1）緑と水辺を守る

- 動植物の生息・生育空間として重要な河川、斜面林、屋敷林、農地、草地、湧水地等が保全され、荒川や新河岸川、黒目川、斜面林等によってこれらをつなぐエコロジカルネットワークが形成されています。
- 黒目川及びその周辺の農地、斜面林に特徴づけられる黒目川緑地帯や新河岸川周辺において、武蔵野の面影を残す景観が保全されています。
- 自然とのふれあいや良好な景観の形成に加え、多様な生き物の営みやそこから生じる落ち葉等もみどりの価値として市民、事業者が認識し、より多くの市民、事業者の参加の下で緑と水辺を守る活動が行われています。

（2）花や緑を育ててつなぐ

- 街路樹や生け垣によって、水と緑の拠点や緑・水のネットワークを構成する河川や斜面林と、公園等の公共の緑、民有地の緑等の身近な緑が結ばれ、生き物の移動路の確保、良好な景観形成が図られています。
- 街路樹や公共施設の樹木・樹林が適切に管理され、美しい樹形、良好な樹勢が維持されています。
- 公園や道路等の公共空間や住宅地、商業地等において、市民、事業者が花や緑を育てる活動を楽しみ、花や緑によって住み心地の良いまちなみ、訪れる人にも魅力的なまちなみが形成されています。

（3）公園の魅力を高める

- 身近な場所に様々な特色を持った公園があり、子どもから高齢者まで多世代が集い、交流する場として活用されています。
- 公園施設の老朽化対策や、ユニバーサルデザイン*、防犯への配慮が進み、誰もが安全に、安心して過ごせる場が形成されています。
- 身近な公園がコミュニティの核となり、より多くの市民が参加する公園づくり・公園の管理運営が行われています。

3-4 目標面積

「みどりの目標」に沿って緑地の保全・創出の推進を進めていくための定量的な目標を次のように定めます。

(1) 計画フレーム

本計画における目標年次の人口推計及び市街地の規模は、表 3-1 に示すとおりです。

表 3-1 計画フレーム

年度	平成 25 年度	平成 37 年度 (目標年次)
都市計画区域人口 (人)	131,429	136,000
市街化区域人口 (人) ※推計値	128,000	133,000
都市計画区域面積 (ha)	1,838	1,838
市街化区域面積 (ha)	1,063	1,063

※市街化区域人口は、平成 22 年度の都市計画区域人口に対する市街化区域人口の比率に準じて算出

(2) 都市公園等の目標面積

都市公園等の目標面積として、①都市公園の目標面積、②公共施設緑地の目標面積、③都市公園等の目標面積（都市公園と公共施設緑地の合計面積）の 3 つの目標を設定します。

①都市公園の目標面積

長期的には朝霞市都市公園条例に示す市域全体で市民 1 人あたり都市公園面積 10m²、市街地において 5m²をめざす必要があるものの、少子高齢化の進展等に伴い厳しさを増す市の財政状況等を考慮し、本計画の計画期間の目標としては、必要性の高い都市公園整備事業を着実に実行することで面積 49ha、市民 1 人あたり 3.6 m²を目指します。

②公共施設緑地の目標面積

公共施設における緑化の推進、既存の樹木等の健全な育成に努めることで 93ha を目標とします。

なお、これまで公共施設緑地に計上していた基地跡地が都市公園として整備されることが見込まれることから、公共施設緑地の目標面積は平成 25 年度から減少しています。

③都市公園等の目標面積

①及び②を踏まえ、都市公園と公共施設緑地を合わせた都市公園等の目標面積を 142ha とします。

表 3-2 都市公園等の目標面積

年度	平成 25 年度	平成 37 年度 (目標年次)
都市公園	1 人あたり面積 (m ² /人)	2.30
	面積 (ha)	30.23
公共施設緑地	1 人あたり面積 (m ² /人)	8.08
	面積 (ha)	106.24
合計	1 人あたり面積 (m ² /人)	10.38
	面積 (ha)	136.47

(3) 緑の目標面積

緑の目標面積は、計画対象区域に占める緑被地（緑と水辺）の割合を指標とする目標です。

前計画は、緑被地の減少が続く本市の現状を踏まえ、平成 25 年度から平成 32 年度までの減少を 1%にとどめる目標値を設定していました。

本市においては、樹林地や農地の宅地化が依然として進行しています。近年は緑の減少が鈍化傾向にあることを考慮しても、これまで以上に樹林地や農地の保全に努める必要があります。加えて、公園整備、公共施設の緑化及び開発事業地や民有地の緑化を推進していきます。これらの取組により、平成 37 年度までの緑被地の減少を 1%にとどめることを目標とします。

表 3-3 緑の目標面積

年度	平成 25 年度	平成 37 年度 (目標年次)
市街地における面積 (ha)	309.9 (29%)	298 (28%)
都市計画区域における面積 (ha)	690.0 (38%)	670 (37%)
市街化区域面積 (ha) / 都市計画区域面積 (ha)	1,063 / 1,838	1,063 / 1,838